

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会(第5回)

平成27年5月18日

【山本座長】 それでは、皆様、おそろいのようにございますので、第5回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まり頂きまして、まことにありがとうございます。

会議の開会にあたりまして、赤澤副大臣よりご挨拶を頂きたいと思います。よろしくお願いいいたします。

【赤澤金融担当副大臣】 こんにちは。金融担当副大臣の赤澤でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席ありがとうございます。多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

多重債務問題につきましては、これまで本当に各方面の皆様のご協力を得て、各省庁、それから地方公共団体も連携して取組を続けてきて、着実な改善が見られるというふうに認識をしております。しかしながら、ご案内のとおり、この分野は制度の見直しについても大変経緯のある分野でもありますし、あわせて、また、現状についても、さまざまな評価があることについてはご案内のとおりだと思います。今後ともしっかりと実態把握に努めて、貸金業の借り手、貸し手の状況をよくフォローしていく必要があります。内閣府の担当副大臣として、この分野にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

本日の会議では、地方公共団体における相談窓口の運営状況などをご紹介することとなっております。多重債務者対策本部において、多重債務問題改善プログラムを決定してから既に8年経過しているということで、丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備強化は借り手対策として大変重要であるというふうに考えております。

あわせて、本年4月から生活困窮者自立支援法が施行される中で、その支援制度についても紹介をすることとなっております。生活困窮者の自立支援と多重債務問題の解決は、重なる部分が非常に大きいのというふうに考えてございます。両対策に取り組む関連機関の連携体制の構築が非常に重要になってくるだろうというふうに考えております。本日は、このような最新の状況についてご紹介をし、委員の先生方から大所高所、そして専門的見地からの忌憚のないご意見を賜ればと思う次第でございます。

【山本座長】 それでは、赤澤副大臣は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

それから、カメラさんもここでご退席ということによろしく願いいたします。

【赤澤金融担当副大臣】 失礼いたします。よろしく願いいたします。

(赤澤副大臣退席)

【山本座長】 それでは、会議の具体的議事に入ります前に事務局から配付資料の確認と委員の出欠について説明をお願いいたします。

【消費者庁】 本懇談会の事務局を務めております消費者庁の消費者政策課長の鈴木でございます。よろしく願いいたします。

私のほうから資料確認と出欠の状況についてご説明させていただきます。

本日配付している資料につきましては、議事次第の下、名簿等ございますが、配付資料一覧というのをつけてございます。資料1から資料10までございます。各資料の右肩に資料番号をつけてございますので、もし不足がございましたらお申し出頂ければと思います。

それから、委員名簿でございますが、竹島委員でございますけれども、前回までは竹島委員の肩書が、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所自殺予防総合対策センター長でいらっしゃいましたけれども、今回から川崎市健康福祉局障害保健福祉部担当部長(精神保健)ということで肩書の変更がございますので、お知らせをいたします。

あと、重川委員が30分ほど遅れて出席というご連絡がきております。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、以降は議事次第に沿って進行させていただきますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、議事次第3の多重債務対策をめぐる現状及び施策の動向について、入らせて頂きます。

まず、関係省庁からの説明を受け、その後、討議の時間を設けたいと思っております。説明、それから討議、合わせて全体で1時間半程度ということをご予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、関係省庁からの報告ですが、まずは、毎回、定点観測ということでご報告頂いております関係指標についてのご報告を頂きます。資料1について、金融庁からご説明頂きます。

【金融庁】 それでは、資料1、多重債務問題をめぐる現状についてという資料をご覧頂きたいと思っております。

1枚めくりまして、1ページ目でございますけれども、5件以上無担保無保証借入の残高がある人数及び貸金業利用者の1人当たりの残高金額でございますけれども、法の施行後、概ね減少傾向で推移しておりまして、平成27年3月末における5件以上無担保無保証借入の残高がある人数につきましては約14万人となっておりますところでございます。また、1人当たりの残高金額につきましても52.4万円ということで減少傾向が続いておりますところでございます。

続きまして2ページ目、「多重債務」に関する消費生活相談の概況でございますけれども、ここ最近につきましては減少傾向が続いております状況でございます。直近、平成26年度につきましても2万9,942件のご相談を頂いたというような状況でございます。

その具体の中身ということで、3枚目でございますけれども、1枚めくって頂きまして、「多重債務」に関する消費生活相談の概況ということでございますけれども、相談の事例といたしまして、具体の債務整理について相談をしたいといったようなお話、あるいはまさにこれから収入が少なくなって返済が困難になったので、その場合にどうしたらいいのかというようなご相談など、具体の債務についてどうしていくかというようなご相談を多く頂いているところでございます。

続きまして、1枚めくって頂きまして、多重債務が原因とみられる自殺者数でございますけれども、こちらも減少傾向が続いております、平成26年におきましては、多重債務が原因と見られる自殺者数につきましても677人ということで、平成19年と比べまして65.7%減と非常に大きく減少しておりますところでございます。

その後ろにつきましては、前回の第4回の資料でもつけさせて頂きましたけれども、自殺総合対策大綱と自殺対策白書の中での自殺の原因、動機別の寄与度につきまして参考でつけさせて頂いておりますので、後ほどご覧頂ければと思います。

私からは以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、資料2について、警察庁からご説明願います。

【警察庁】 警察庁の上野と申します。お手元の資料2に沿ってご説明いたしたいと思います。

最初に、ヤミ金融事犯の現状についてでございますが、私どもで貸金業法の無登録営業、それから出資法の高金利の禁止違反、こういったものを無登録高金利事犯と名付けておりまして、これがまさにヤミ金の事業者そのものに対する取り締まりになるわけですが、そ

の検挙の状況は、最初の1のグラフ、表のとおりです。検挙人員、検挙件数ともに年々減少傾向にあります。また、捜査で確認した被害額につきましては、平成22年から24年、ほぼ横ばいでして、大体110億前後でしたが、25年度は質屋を偽装したヤミ金事件というのがありまして、被害額150億円というふうに多くなっております。昨年26年度の被害額は約100億円と減少いたしております。これら無登録高金利事犯の検挙事例を2に記載しておりますので、後ほどご参照ください。

警察庁では、新たな手口で一目ヤミ金融事犯として見えないような事犯について見落とすことがないように、相談者から詳細な事情聴取を行って積極的に事件抑制を図るということをしております。また、各都道府県に設置されました消費生活担当課などと連携し、事件情報を収集していくということもしております。

以上が、ヤミ金本体に対する検挙の話ですけれども、前回もお話したかと思いますが、ヤミ金本体だけではなくて、犯行に使用されている携帯電話、あるいは口座といった犯行ツールの供給を断っていくということもヤミ金融対策には有効であるというふうに考えております。それは3番のところでございまして、ヤミ金融関連事犯と私ども呼んでおりますが、こちらのほう、検挙人員、検挙件数とも増加をしております。例えば口座の売買であれば犯罪収益移転防止法、それから他人名義での口座開設であれば詐欺罪、携帯電話の売買であれば携帯電話不正利用防止法で検挙しておるというところでございます。

それから、ヤミ金事業者本体の検挙以外にも犯行に利用されている携帯電話、あるいは口座、こういったものを無力化していくということも重要と思っております。例えば4番の(1)、携帯電話の契約者確認の求めというものをしております。犯行に使われた携帯電話、ご存じかと思いますが、転売されたものが多いという実情がありますので、事業者さんのほうから、この携帯の名義人に対して本人確認をしたいという連絡をして頂きまして、犯行に使われたものが転売されたものであれば、そういったものに対する連絡が戻ってくるということはほとんどございませんので、そういったことであれば、携帯電話の真の持ち主がわからないということで契約を打ち切って頂くといったことをしております。

それから、4の(2)、これはレンタル携帯の解約ですけれども、ヤミ金事業者が使用しているレンタル携帯、非常に多いということで、犯罪とのかかわりが把握されましたら、私どもからレンタル携帯電話事業者さんに連絡をいたしまして、そういったものを解約して頂くということをしております。

それから、中にはレンタル携帯電話事業自身がヤミ金事業者とグルになっているという

ようなことで検挙されたということもございます。これが4の(3)でして、多くは本人確認義務違反ということではありますが、平成26年中14事業者の1,000回線の解約を要請しております。これ以外にも、ヤミ金融事犯に使用された疑いのある口座につきまして、警察から金融機関に対しまして情報提供を行っている、その件数が5のとおりであります。

ちなみに、情報提供件数というのは対象口座数を上回っておりますが、複数の警察署からなされたヤミ金融相談で、同じ口座が使われていたといった場合があるので重複しております。

このように情報提供いたしました口座については、金融機関において一定機関、凍結されるなどの仕組みをとっております。

以上、ヤミ金融事犯の検挙状況等についてご説明いたしました。今後とも手を緩めることなく、継続した取り締まりを行ってまいりたいと思います。

以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、資料3、資料4の多重債務相談に関する地方自治体向けアンケートの結果につきまして、金融庁からご説明願います。

【金融庁】 それでは、まず資料3、地方自治体及び財務局等における多重債務相談の状況についてという資料からご説明させて頂きたいと思っております。

この多重債務者相談窓口につきましては、平成19年に多重債務者対策本部において決定されました多重債務問題改善プログラムにおきまして、各自治体の対応状況については定期的にアンケートを実施して確認する旨が規定されておることを受けまして、毎年、地方自治体における多重債務者向けの相談窓口の相談状況等について把握するためにアンケート調査を実施しております。

その結果でございますけれども、資料のページ番号2というところをお開き頂ければと思っておりますけれども、まず都道府県につきましては、47都道府県の全てで相談窓口が整備済みの状況でございます。また、市区町村につきましても、回答を得られたうちの99%、1,723市区町村で相談窓口が整備済みというような状況となっております。また、通常の市区町村役場が開いている時間に概ね相談窓口が開いている状態となっている相談窓口につきましても約87%、1,506市区町村で常設の相談窓口が開設されているというような状況となっております。

それを経年的にあらわしたものが次のページの3ページ目でございますけれども、ほぼ順調に伸びまして、現状で、先ほど申し上げた99%になっておるといような状況でございます。

続きまして、4ページ目の地方自治体における他部署との間での多重債務問題に関する連携体制の構築状況というところでございますけれども、もともとの多重債務相談窓口が債務整理を念頭に置いた形での相談を当初念頭に置いておったということもございまして、連携先といたしまして、法律相談機関への相談者の引き継ぎ、あるいは連携先の紹介といったところの取組が非常に高い取組となっている状況でございます。

また、これまで潜在的な多重債務者の発掘、あるいは具体的に相談を頂いた後、生活改善を進めていくためにというような観点から、税務関係、公共料金関係、あるいは福祉、労働関係といった関係部署との自治体の中での連携といった部分につきましても取組が進んできている状況でございます。

続きまして、5ページ目の関係部局・関係機関との連携体制の構築にあたって工夫した点ということで、任意回答でご回答頂きました。こうした中では、非常に先進的に取り組んで頂いている市町について一部ご紹介させていただきますと、1番目でございますけれども、まずは、多重債務という部分だけでなく市民生活に関する深刻な問題を解決していくという観点から、市の告示によって市民相談総合推進委員会というのを設置することとして、関係する29課等が連携して対応していくということで、市民の生活の問題を解決するための積極的な施策の推進、あるいは生活再建の支援を進めていくというような取組をしている自治体がございました。

また、市の徴収部門、福祉部門、教育部門などにおける滞納・未払いがあった場合について、単に督促状を送るということだけでなく、滞納等の理由を直接聞き取るということによって、具体的な問題というのを把握し、それを多重債務担当部局のほうにつないでいくということで多重債務者を発見、救済できるような体制を構築しているような市もございました。

また、福祉関係の専門家を呼んでのケア会議というものを定期的に行っているような自治体におきましては、まずは福祉関係部局の行政職員に対して債務整理等に関連した生活・病気等の改善に必要な協力・アドバイスを依頼するとともに、なかなか行政の中だけでは対応できないといった場合に、困難な事案について、そうした専門家を呼んでのケア会議というところで対策を検討するような体制を構築しているような市もございました。

また、これら3つの事例は、相談案件の多い市での工夫した取組の事例ということでございますけれども、町や村の中では、なかなか相談件数が多くない、あるいは行政との距離が近過ぎて住民が相談しにくいような環境もあるというような声もあったんですけども、それに対する工夫ということで、同一郡内の住民につきまして、郡の中のどの町でも相談できるようにする、さらに各町での相談窓口の開設曜日をずらすことで平日の相談体制を構築するという一方で、件数が少ない中での行政の負担を軽減しつつ、そうした行政と住民との距離が非常に近いようなところにつきましては、隣町でも相談できるような形にすることで相談しやすい環境を構築するような、そうした取組を進めているような自治体もございました。

続きまして、6ページ目、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの月別相談件数ということで上げておりますけれども、それ以外も含めて経年的な相談件数の推移も下の数字のところでは上げさせて頂いておりますけれども、全体としては減少傾向が続いておるところでございます。そうした中で、その減少の割合も少し都道府県と市区町村では違いが見られまして、市区町村に比べると都道府県のほうが減少の割合が大きいというような状況がございます。

さらに、都道府県の中で見ますと、対面の相談の減少割合が電話の相談の減少割合よりも大きく、都道府県の中では電話による相談のウエートが高まるような傾向がございます。

一方、市区町村におきましては、どちらかといえば、対面の相談の件数のほうが多いような状況でございます。対面による相談につきましては、市区町村に頼るような傾向が、この相談件数から見てとれるような状況となっております。

続きまして、7ページ目、多重債務者相談業務について、現状の問題点や今後についての意見・要望ということで、これもご意見をいろいろ頂いたのを上げさせて頂いております。まず都道府県からの意見といたしましては、1つ目でございますけれども、多重債務問題に一定の改善が見られており、今後は多重債務者発生予防のための金銭教育の強化など、現在の多重債務対策のあり方等を見直す必要があるのではないかというようなご意見、あるいは多重債務問題の根本的な解決には、債務整理だけでなく福祉や就労支援との連携強化、債務整理後の家計管理といった生活設計等のカウンセリングが必要ではないかというような考え方に関するご意見も頂きました。

また、市区町村からは、より具体的にご相談を踏まえたような意見を多く頂いたところで

ございます。1つ目でございますけれども、若者が奨学金を返済できなかつたり、あるいはクレジットカードの安易な利用により返済できなくなつたりするケースがあるということで、金融経済教育を、まずは金銭管理、収支を合わせていくというようなことを小学校の段階から順番に学んで頂くというようなことが必要になってくるのではないかとというようなご意見を頂きました。

また、多重債務者の高齢化が進んでいるほか、生活保護を受けている方や精神的疾患、あるいは発達障害のある方の相談が多く見られるということで、法律相談への引き継ぎだけでなく、その後の金銭的・精神的なフォローや生活管理・改善、福祉関係部門とのより一層の連携が必要となってくるのではないかとというようなご意見も頂きました。

さらに、多重債務の問題だけでなく暮らしで生ずる課題への包括的な支援が必要ということで、生活困窮者自立支援法の活用が重要であるということで、特にこの多重債務との関係でいきますと、法律の中では任意事業でございますけれども、家計相談支援事業との連携強化が必要ではないかとというようなご意見も頂きました。

また、こうした相談について、事態が悪化してからの相談が多いということで、スピーディーな対応が求められるということのほか、相談者は自分が多重債務者と認識せずに、別件で相談に来ていろいろお話を聞いて、その人が多重債務を抱えているということがわかるというようなケースも多いということで、ネーミングも含めて、多重相談窓口の周知方法の検討が必要ではないかとというようなご意見も頂きました。

また、先ほどの工夫点にもつながる部分でございますが、小規模な地方公共団体の場合に、相談者と相談窓口の職員が顔見知りという場合も多く、相談したくても相談しづらい事情があるというようなご意見も頂いておまして、その解決方法として、先ほどの工夫などが上げられるのではないかとというふうに考えている次第でございます。

最後の部分は、参考ということで、これは自治体向けではなく財務局のほうに相談者の状況の分布を聞き取って整理をしたものでございますけれども、全体として申し上げまして、年収の低い方が低収入、あるいは収入の減少等をきっかけとして行った借金についてご相談を頂いているというような傾向が見てとれるのではないかとというふうに思っております。

続きまして、資料の4、「多重債務者相談強化キャンペーン2014」における相談状況等調査結果についてという、こちらの資料についてもあわせてご説明をさせて頂きたいと思っております。

キャンペーンにつきましては、毎年9月から12月まで「多重債務者相談強化キャンペーン」ということで、政府の多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び日本司法支援センターの連名で、多重債務者向けの無料相談会の開催等呼びかけておるところでございます。この無料相談会の成果を中心とした都道府県の多重債務問題の取組状況についてアンケートをした結果についてご説明させて頂きたいと思っております。

2ページ目のところでございますけれども、無料相談会の開催回数でございますけれども、昨年と比べると減少しております。この状況につきまして、都道府県などに聞いたところによりますと、常設の窓口がこれだけ普及しているような状況ということの中で、あるいは別途さまざまな団体で無料相談会などが定期的実施されているような状況ということもあって、こうした無料相談会を別途開くのではなく、常設の相談窓口について周知を図るといったような取組をした都道府県などもございまして、結果として、この無料相談会という形の中では開催しなかったというようなご回答を頂いております。

一方で、家計管理支援につきましては、13都県のほうで取り組んで頂いたというふうにご回答を頂いております。その中で成功した点ということにつきまして、任意でご回答を頂いたところによれば、例えば、こうした家計管理支援というのは非常に専門的な知見が必要になってくるということで、自治体の中で生活再建支援団体というのを別途、NPO法人を指定いたしまして、そうしたところで日常的に家計管理支援相談をお願いしているような、そうした取組をしている自治体におきましては、この家計管理支援相談を債務整理相談と同時に開催するというように、そうした専門家を擁する生活再建支援団体のほうから相談員を待機してもらう形で家計管理支援に取り組んで頂くことで、具体の相談に対応できるように準備したというような自治体がございました。

また、財務局のほうでも専門相談員を置かせて頂いておりますけれども、そちらのほうからの派遣という形で、家計管理支援のほうに対応できるようにしたというような声もございました。

また、そうした家計管理支援の話につないでいくというような観点から、債務整理の相談に対応頂く弁護士や司法書士に対して、あらかじめ内容に応じて家計管理支援相談を受けるように助言してほしいということで依頼をしておくことで、そうした相談、家計管理支援のほうにつなげていくというような取組をしているような自治体もあったというふうにお聞きしております。

3ページ目でございますけれども、一方で、無料相談会における家計管理支援において

問題になった点ということでもいろいろお答えを上げて頂いておりますけれども、無料相談会となじまない面もあるのではないかとというような声も頂いております。

任意回答の中で頂いた回答でございますけれども、こうした家計管理支援を行っていくには家計収支の分析等が必要となってくる一方で、必要な専門的な知見のある担当者がいないということに加えて、なかなかこうした無料相談会という単発的なイベントの中でそうしたデータの分析、判断をしていく時間的な余裕がないというようなお答えも頂きました。

また、担当者はいて、生活保護担当者がそうした対応をしているということなんですけれども、そうした無料相談会という時間的制約がある中で、生活保護の手続きの説明に終始するようなケースがほとんどということで、家計管理支援まで至らないというようなお声も頂きました。

また、無料相談会というのは、イベント会場を借りて行うことが多いということでございますけれども、相談会場によっては、家計管理にまで立ち入った相談をしやすいような場所を確保することが難しいというような声も、会場によってはそうしたことが起こるということもお答えとして頂いているところでございます。

続きまして、4ページ目、こちら以降ではメンタルヘルスの関係でもいろいろ無料相談会で取り組んで頂いていた状況についてお答え頂いております、17都県でメンタルヘルスへの対応を実施したということでお答え頂いております。

成功点について、いくつか任意回答で頂きましたけれども、全体として、事前にアンケート調査を行いまして、その中でメンタルヘルスへの対応の必要性というのを把握していくというような取組を実施したところが多くあったという回答結果となっております。

続きまして、5ページ目の問題となった点というところでご回答を頂きましたが、無料相談会における家計管理支援と同様に、そうした時間的制約や、あるいは需要がなかったり、あるいは相談員の過重負担、必要性が判断できない、相談者に断られるといったような声を頂いているところでございます。

任意回答の中でも、そうした相談を勧めても断れることが多い、あるいは当日連絡がなく相談がキャンセルされることも多いといった声に加えまして、無料相談会は時間的な制約があってメンタルヘルス相談を行う場としてふさわしくないといったような声なども、お答えを頂いております。

続きまして、6 ページ目、相談会の開催を知ったきっかけということで、今後の広報に
つなげるためにも、こういったメディアを使っていくのがよいかという観点からも、こう
したアンケートをさせて頂きました。その結果といたしましては、ほかの部署、ほかの機
関からの紹介で知ったという回答が非常に多くありまして、そういった意味でも、こうし
た潜在的な相談者を発掘していくという観点からも、関係部局との連携といったものは非
常に重要になってくるのではないかというふうに思っておる次第であります。

また、上から2番目のところでございますけれども、市区町村の広報誌で知ったという
回答もかなり多く頂いておりまして、そういった意味では、多重債務者という、なかなか
収入も得られない中で情報収集の手段が限られておられるような方々にとって、無料では
ば全戸に配られるような形となっております市区町村の広報誌というのが非常に情報の伝
達手段としては有効な手段となっておりますのではないかというふうに思っておる次第でござ
います。

続きまして、7 ページ目、相談者を関係機関等に引き継いだ件数でございますけれども、
こちらにつきましては、無料相談の位置付けとして、債務整理が非常に多く念頭に置かれ
ているということもあって、弁護士会、司法書士会、あるいは法テラスといった法律関係
機関のほうへの引き継ぎというのが非常に多くなっているような状況でございます。

最後に、今後のキャンペーンのあり方に関する意見・要望ということで、最後の8ペー
ジになりますけれども、こちらについても頂いた意見についてご紹介させて頂ければと思
いますけれども、冒頭でも申し上げましたが、年間を通じて各関係機関で法律の無料相談
が実施され、また、消費生活相談体制の整備が進んでいく中で、キャンペーン期間中の無
料相談会を開いても相談者が数名にとどまるなど効果が薄いと感ずるということで、キャ
ンペーンの内容の見直しや廃止を検討し、常設の相談窓口の周知について充実を図ること
が潜在的な多重債務者支援対策として有効ではないかというふうなご意見を頂きました。

また、県の弁護士会や県の司法書士会、法テラスが無料相談会を定期的に行っている
中で、こうした無料相談会、行政で実施しておりますけれども、県として実施する意義が
薄れてきているのではないかというようなご意見も頂きました。

一方で、潜在的な多重債務者はまだまだいらっしゃるということで、相談されていない
ケースもあるということで、今後も継続して多重債務者相談強化キャンペーンを開催して
いく必要があるのではないかという意見も頂いたところでございます。

また、生活困窮者自立支援法が施行されたということで、こちらは福祉事務所の置かれ

ている自治体とそうでない自治体でまた対応が若干異なる部分がありますけれども、基本、市町村のほうでの対応が中心となってくるということで、このアンケートは都道府県に対して行ったわけですが、都道府県として市町村との連携強化が大きなウエートを占めるのではないかとということで、そうしたことの検討をというようなご意見も頂いたところでございます。

私からは以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、資料5の生活困窮者支援制度につきまして、本年4月の法施行後の状況を厚生労働省からご説明願います。

【厚生労働省】 資料5の「生活困窮者自立支援制度について」をご覧頂ければと思います。私、厚生労働省社会・援護局の生活困窮者自立支援室長、熊木と申します。よろしく申し上げます。

1枚おめくり頂きまして、前半は、前回ご説明した内容ですので簡略に申し上げますが、生活困窮者自立支援法がこの4月に全国で施行されたところでございます。実施主体は、福祉事務所を設置する自治体で、都道府県と町村部は都道府県がカバーします。そのような自治体が全国で901ありますが、901の自治体において、必須事業として、生活困窮者に対する自立相談支援事業等々を行うということ、また2番にありますように、任意事業としてさまざまな事業を実施することができるという形にしております。この任意事業の中に家計相談支援事業が含まれており、それに対して4番、費用でございますが、必須事業については国が4分の3を負担する、あるいは任意事業、家計相談支援事業については2分の1でございますが、その他3分2のというものもでございます。国が補助をするという規定を設けたということでございます。

2ページ目、省略をさせていただきます。

3ページ目、自立相談支援事業の説明でございます。

4ページ目、家計相談支援事業、これもご案内のことと思いますが、本事業は家計についての相談を行う事業であり、実施方法としては、自治体の直営でも結構ですし、あるいは民間法人に委託するという形でも結構です。特徴といたしましては、例えば家計簿、家計表というものをつくって、困窮者の方が自分の家計の状況を確認する、見える化をするという形の中で必要な相談支援ということを行っていくといった点が上げられます。また、貸付の機関へのあっせん等も行います。

5 ページにそのポイントというもの、その効果というものを書いております。

6 ページは、この家計相談支援事業の対象者でございますが、法律は生活困窮者が対象であるという規定でございますが、その中には、当然ながら多重債務、もしくは過剰な債務を抱えている方がいるということ、いの一番、例示として挙げているところでございます。

7 ページは、必須事業の自立相談支援事業と任意事業の家計相談支援事業がよく連携をして包括的な支援をしていくということを書いております。自立相談支援事業が必須事業ですので、ここで一時的にキャッチすることも多いと思いますが、その際に家計に課題があるということであれば、家計相談支援につながるということ、あるいは家計相談支援事業のほうにご相談に来られた場合においても、きちっと包括的な支援を提供するため、例えば就労支援ですとか、そういったほかの支援政策がございますので、そういった場合には自立相談支援事業につながるという形で全体的に包括的な支援、そして専門的な支援を提供していくという考えでございます。

8 ページは省略をさせていただきます。

今申し上げたところが、これまでもご説明申し上げていたかと思いますが、制度の概要ということでございまして、これから少しその後の状況についてお話をさせていただきます。

まず、9 ページ目でございますが、平成27年度の予算としては、事業費として612億円というものが全国で用意をされ、このうち国費としては400億円が用意されているところでございます。この400億円、あるいは612億円というのはどれぐらいの規模かと申しますと、次のページで、自治体ごとに基準が設けられております。自立相談支援事業から任意事業まで4つの事業合計という欄をご覧頂きたいのですが、人口規模に応じて基準が設けられています。例えば901自治体の中で平均的な人口規模としては人口十何万人ということだと思っておりますが、10万人以上15万人未満のところをご確認頂きますと、自立相談支援事業で1,850万円事業費を組むということが出来ます。このうち4分の3が国費ということでございます。任意事業全て、就労準備、家計相談、学習支援を行いますと、合計しますと5,550万円の事業費を各自治体では組むことができると、これは直営でもいいですし、民間法人に委託してさまざまな取組を行うということが可能になったということでございます。

さて、11 ページですが、任意事業につきましては、国の負担割合が3分の2ないし2分の1ということですので、どれぐらいの自治体が実施して下さるだろうかということ

について心配があったわけでございます。結論的に申しますと、どの事業も大体3割前後が実施されているところでございます。家計相談支援事業については、901自治体のうちの261自治体、29%の自治体が取り組む。これは実は昨年の調査でございますので、現在、今年度の実施状況を集計中でございますが、概ねこのような見込みをしているところでございます。まだまだ不足しているというご意見もあろうかと思えます。同時に、これまでの状況からいたしますと、今年度、かなり自治体での取組が進んでいるということも見てとれるかというふうに考えます。

次のページですが、人材の養成研修について少し資料を用意してございます。必須事業であります自立相談支援事業につきまして、昨年度から国研修というものを実施いたしました。今年度は、それに加えて任意事業、とりわけ家計相談支援事業についても研修を国において実施するとしております。こうした研修をきちんと実施することによって、自治体での取組、例えば地域でネットワークをつくっていく、社会資源、いろいろな資源との連携を図るといった点を国としても伝えていきたいというふうに考えてございます。

13ページは、その資料でございますが、3回に分けて6月、9月、11月という形で研修をしていきたいということでございます。

資料としては最後になりますが、生活福祉資金貸付制度についても2枚用意してございます。これは新制度そのものではなく、従来から実施していた事業でございます。都道府県社会福祉協議会が実施主体となって、所得の低い方々等々への貸付という事業が行われているというものでございます。

15ページに新制度、生活困窮者自立支援制度が施行されたことに伴いまして、この貸付制度についても若干の見直しを行っておりますので、紹介をさせていただきます。基本的には、新制度との連携というものを図っていくということで、例えば主な見直し内容の①新制度の利用の要件化、生活福祉資金貸付の中でも用途をきちっと決めていないといひますか、総合的な資金需要に対応するもの、総合支援資金と緊急小口資金というものがございます。こういった貸付につきましては、基本的に、原則として自立相談支援事業の利用を要件とする。あわせて、家計相談支援事業を実施している場合には、その事業を利用することが望ましいという取り扱いにしてございます。

そのほか、②番でございますが、緊急小口資金につきましては、貸付という性質から基本的には一時的な資金事由に対応するものですが、逆にいいますと、恒常的に公共料金が払えていない場合は恒常的に生活が苦しいということなので、そうした場合は現場の判断

としてはなかなか貸付が難しいのではないかと、という話がよくございました。この点につきましては、緊急小口資金において、公共料金で必要最低限の対象分を解消するという点についても対象とするなど貸付事由の拡大・明確化を図ったということでございます。

その他、総合支援資金の貸付の期間ですとか、償還期限について適宜見直しをしております。

最後に、この制度の課題について、資料は、まだ施行したばかりですので文字化できておらず恐縮ですが、まとめて申し上げたいと思います。

現在、生活困窮者支援制度は始まったばかりですので、この制度による支援がきちんと生活困窮の皆様方に届くということが重要であり、最初の課題であると思っております。モデル事業等々行いますと、生活困窮者というのは非常に地域から孤立をしていて、あるいは自ら積極的に相談に来られるという余力、余裕がないというケースも非常に多い。こうした方々はSOSを自ら発することができないということがございますので、周知・広報につきましては、国においても、自治体においても、当然ながら、法の施行に必要なものは行っておりますけれども、それだけでは足りないということでございまして、なるべく引き続き困窮者にこの制度が届くように、あるいは今日お集まりの皆様方にも、可能であれば、こういう制度があるということをよく承知頂きまして、活用頂ければというふうに考えてございます。

2点目といたしましては、法律ができた、法律が施行されたというだけではなくて、体制が整っていくということにつきましては一定の期間を要するということがございます。家計相談支援事業は任意事業でございますので、現在、3割の自治体が行っていることではございますが、より積極的に実施して頂きたいと自治体の皆様方に申し上げているところでございます。

それから、任意事業をやる、やらないだけではなくて、実際に体制、ネットワーク、連携というものがまさに顔の見える関係として、この制度の担当者とその他の関係部署、関係機関の皆様との間で構築されるということが極めて重要でございます。例えば入り口のところで、先ほど申し上げましたように、相談に乗るところがまず重要だと申し上げましたが、例えば役所の中であれば、公共料金等々の滞納者、こういった方々に対して、単に滞納促進ということを図るだけではなく、例えば就労の支援とか家計の支援ということを行うということで、この相談窓口につなげるといったことが行われることが重要ですが、これは役所の中だけではなく、役所の外との連携が重要です。また、分野としても、

例えば多重債務を抱えていらっしゃる方が多重債務の専門の相談を受けるというだけでなく、例えば就労支援をする、さらに家計の相談に乗っていくということが重要であるというふうに考えられる場合には、ぜひこの制度につなげる、この関係をつくっていくということが重要だというふうに考えます。

最後に、入り口の相談をつなげるというだけではなく、その支援メニューというものが包括的でなければなりません。困窮者はかなり複合的な課題を抱えていらっしゃいますので、その支援策の中に、当然ながら多重債務の相談というもの、あるいは法テラスといった機関、あるいは障害ですとか、医療ですとか、そういった関係機関もあると思いますし、かなり包括的な支援のネットワーク、連携というものを図っていく、ここがまさに今後の課題だというふうに考えてございます。

以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、資料6の消費者基本計画につきまして、消費者庁からご説明願います。

【消費者庁】 説明させていただきます。資料6でございます。

消費者基本計画と申しますのは、消費者基本法に基づきまして、政府の消費者政策の中長期的な大綱を定めるものということで、平成17年度から定められているものでございます。5年ごとの計画で今までできておりまして、2期目の計画が平成26年度までだったということでございます。平成27年度、今年度からの5カ年計画を3月24日に閣議決定しましたが、その中に多重債務関係の記述もあるということで、簡単にご紹介をさせていただきます。

資料6の1枚目が第3期の基本計画の構成を簡単にまとめたものでございますが、第2期から第3期にかけての変更点といたしましては、右上の「消費者を取り巻く環境の変化と課題」ということで、第2期の基本計画では、専ら政策の取り組むべき内容を記載しておりましたけれども、その背景となりますような現状分析につきましても、新しく章を立てて記載をしたということでございます。

それから、施策につきましては、第2期のときには表形式でずらっと並んでおりましたが、施策の体系化・構造化が必要というようご指摘もございまして、第3期の計画では、そこがございますように、6つのグループに整理をして施策を記述しました。それから、基本計画では政策の取組方針、基本的考え方を記載いたしまして、具体的な取組の内容につきましても、この1枚目の左下に「工程表の作成」とありますが、最近の政府の基本計

画とか戦略でつくられておりますような形の工程表を新しくつくったというのが、第3期の特徴でございます。

具体的に多重債務問題につきましては、この1枚目でいいますと、取組の5番目の「消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備」の「(1) 被害救済・苦情処理、紛争解決の促進」というところに書いております。概要版ではその部分の項目を書き切れていないのですが、1枚めくって頂きまして、2枚目、参考という紙でございますけれども、基本計画の本文では、今申し上げた箇所に、「関係省庁が連携し、多重債務問題についてその解決に向けた取組を着実に実施するとともに、自殺対策を強化する」という一文が入っております。具体的な取組につきましては、その下に、工程表で、「多重債務問題改善プログラムの実施」ということで、関係省庁ですとか、あるいは4本柱として、こういうものがあるというような記載をさせて頂いているということでございまして、消費者基本計画におきましても、多重債務問題につきまして引き続き取り組んでいくということを明確に記載したということでございます。

以上でございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

それでは、これより討議の時間とさせていただきます。

まず、委員の皆様からあらかじめ資料等をご提出して頂いている例もございますものですから、順次、各委員からご説明ないしはご発言をお願いしたいと思います。

まずは重川委員より、みやぎ生協における「生活相談・貸付事業」にみる多重債務者等の現状につきまして資料をご提供頂いておりますので、これをご紹介頂きたいと思っております。重川委員、よろしく願いいたします。

【重川委員】 よろしく願いいたします。

資料番号7番になります。タイトルのすぐ下に報告書のタイトルを書いているんですが、日本生協連合会によって地域購買生協における生活相談・貸付事業、モデル事業の構築に関する調査研究が、みやぎ生協と共同的に行われております。私もそれにかかわっておりますので、今回この資料を提出させて頂いております。

概要につきまして、2013年の9月から、みやぎ生協の中にくらしと家計の相談室が設けられ、生活相談及び貸付事業が行われております。

相談の内容については、真ん中あたりに図を示しており、貸付の内容について見て頂きますと、税金対応に関する割合が少し多いのが特徴になっていると思っております。

使途に関しまして、資料では主なということになっておりますが、いろんなことが重複していることが多くなっています。税金滞納等に関しては、非常に切羽詰まった状況で相談に来る方が多くなっています。あと、宮城ですので、大震災の影響についてですが、直接被災されているというよりも、震災の影響で失業したり転職したことによって生活困難が生じている方々が多くなっているようです。具体的な状況については、その下に、小さい字ですが、書いてございます。

その下に貸付対象者の属性を書いているのですが、年収のところを見て頂きますと、100万円未満6%、200万円未満21%で、先ほどの多重債務者の資料や、この後ご説明があると思いますがグリーンコープさんに比べて少し高いように見えるのですが、みやぎ生協の場合も相談者だけに限って見ますと、200万円未満の方が4割です。その中で返済可能ということを見込んで貸付を行っておりますので、貸付対象者はそれに比べると若干収入が高いような状況になっております。

裏面のほうに、貸付による効果と課題をまとめております。貸付をすることによって債務整理等を行うなど、少し家計に余裕が出てくる状況がみられ、実際に利用された方の中からも、もちろん全員が改善ということではないんですけども、回答された方の多くは改善したというような回答になっています。

1年半行ってきて見えてきた課題として、先ほどもあったように、税金滞納等、切羽詰まった状況で紹介を受けることが少なくないので、先ほどの多重債務相談の中でもありましたけれども、差し押さえ予告に至るような前に、自治体によって家計見直し相談等への積極的な誘導ができないかというようなことが話し合われております。

そのほかに貸し倒れのリスク。住民税の非課税の方は社会福祉協議会の生活福祉資金の利用が可能なことも多いんですけども、その利用ができにくい方が社協から紹介されてくるようなことも起こっています。その下になりますけども、生協ですから、最終的に貸し付けする方には組合に入って頂くんですけども、それ以外の方に関しても可能な限りの対応をしておりますので、そのことに関しても費用的な負担が非常に大きくなっていく、というようなことがあります。これらのことに対して、何かしら公的な支援の仕組み等考えられないか、あるいはもう少し共同的なスキームが考えられないかというようなことが課題になっています。

最後に、先ほど厚生労働省の方から生活困窮者支援制度の話がありましたけれども、みやぎ生協の場合、生協本体としては、ほかの団体と一緒に自立支援相談事業を受託してい

るんですけど、仙台では家計相談支援事業はまだ任意事業で実施しておりませんので、ここに直接的に暮らしと家計の相談室がかかわるということではない状況です。今後、ぜひとも必須事業になっていくことが必要ではないかと考えております。

以上です。ありがとうございました。

【山本座長】 重川委員、どうもありがとうございました。

続きまして、新里委員より、貸金業法施行後の状況につきまして資料をご提供頂いておりますので、これをご紹介頂きたいと思います。新里委員、よろしく願いいたします。

【新里委員】 毎回同じようなもので、定点というか、見ていくということがあるものですから、つくらせて、出させて頂いております。

1枚めくって頂きまして、私たちがまず寄って立つところからすると、2006年の改正の全体率がどうだったのかということが、それがどう改善していくかということが見ていかなきゃならないところなんだろうなというところがございます。

そして、3枚目をめくって頂きまして、多重債務者は確実に大幅に減少しておる。これは金融庁からの説明も頂いたように、グラフに示しておりますけれども、当初、法改正の時点では、5社以上の多重債務者が230万人と言われたのが14万人ということからすると、圧倒的に改善の効果が出ているのだらうなというところで、貸付が減ってきている、適正化の過程にあるのではないかなというふうに思っております。

そして次、破産・自殺の件数でございますけれども、これを見ていきますと、まず上の自己破産の件数を見ていきますと、ヤミ金が一番跋扈した2003年、このときが24万でございます、何とというか、左右対称になっているといたら変ですけれども、いわゆる手を抜かないできちっと対策をとっていくと、どんどんこの破産の件数下がっていくと、そういう適正化の過程を歩んできて、相当効果が出ているんだという評価をすべきなのではないのかなと。それで自殺の減少にも寄与しているのだらうなというふうに思っております。

それから、ヤミ金被害については、もう先ほど警察庁さんからご説明させて頂いたところでございまして、次のページ、さらに中小企業の支援の関係でございますけれども、貸金業法の関係では、個人事業主、いわゆる総量規制が対象になるのは、法人のほうは対象になりませんので、個人事業主については対象になりますけれども、例外的な貸付が認められておりまして、これがどのように動いているかという、大体18万数千円ですとこのような状況になっていって、ここが上下にそれほど動いていないというのが現状

になっているのかなというふうに思っております。

それから、次のページですけれども、それでも今なお、与党の内部などでも一定の従事者が有するなど、一定の条件を満たす貸し業者を認可貸金業者として上限金利を29.2まで上げたり、総量規制の対象外にしたいということはまだ検討されているというふうに聞いておりますけれども、非常に日本の消費者金融が寡占化をしている中でこれをやってしまいますと、圧倒的に多くの貸金業者にこの優遇を認めることになって、多重債務対策が骨抜きになりかねないというところの危惧を日弁連としては持っているところでございます。

それから、資料にはございませんけれども、何点か気になったこととお話させていただきますと、今回、ヤミ金であったり消費者金融という貸金業規制法のところを中心に見ているわけですけれども、今後、例えばその外にあると言ったら変ですけれども、例えば市町村の相談の中に出ている奨学金の問題、非常に今、奨学金で相談が増えているという言いながら、相談窓口にも必ずしも行き着いていない、そこらをどう対応するかというのが1つ重要なのではないのかなと思っています。実は私も地元でそういう多重債務の事業をやって、ほとんど奨学金だけという格好で自己破産をせざるを得ない人が出てきているということからすると、ここの問題も一定、フォローしておく必要があるのかなと。それから、銀行が消費者金融を、保証業務をとった貸付が4兆円を超えているということになっていきますので、そこらも少し目配せをしながら検討する必要があるのではないかなというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

【山本座長】 新里委員、どうもありがとうございました。

ただいまの新里委員からのご説明に関して、奨学金というようにお話もございましたけれども、文部科学省のほうから何かお答えする事項があればお願いいたします。

【文部科学省】 文部科学省といたしましては、平成27年度予算において、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともに、システムの開発、改修に着手する等の対応を加速して進めているところでございます。

【山本座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、山下委員より、貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関する調査結果報告につきまして資料をご提供頂いておりますので、これをご紹介頂きたいと思っております。山下委員、よろしくお願いいたします。

【山下委員】 山下でございます。お手元に貸金業が担う資金供給機能等の現状と動向に関するアンケート調査をお配りしております。資金需要者と貸金業者の動向について、3年連続でずっと調べてきているものの26年度版ということでございます。中の詳細の説明は省かせて頂きますが、別途ご覧頂ければというふうに存じております。

このアンケートから読み取れる貸金業の貸し出しマーケットの状況について、若干ご説明をさせて頂きたいというふうに存じます。

先ほど金融庁からもご説明がありましたけども、多重債務者数はピークでありました平成19年3月の171万人から、この27年3月末には14万人まで減少をいたしました。それと並行して、貸金業者の個人向け貸出残高も20兆9,000億円から6兆2,000億円まで大きく減少をいたしました。貸出残高の減少は返済の増加とイコールということになります。このアンケートを見てみますと、個々の資金需要者がここ数年来、生活費を節約し、娯楽を控え、あるいは返還された過払い利息を借入金返済に充当することによって債務の圧縮を進めてきているということが読み取れるわけであります。

また、一方で、貸金業者も、協会の自主規制が浸透しているということもありますが、貸金業法に準じてコンプライアンスを重視し、貸し出し審査では返済能力の有無について、入り口でカウンセリングを行うなど、資金需要者に対して過剰な貸付となることがないよう、また、多重債務に陥ることがないよう、対応に留意しているということが示されております。

このように資金需要者と貸金業者の双方の努力によって、資金需要者の利益のほうと業界の健全化が進み、貸金業の貸出マーケットは一応の落ちつきを取り戻してきているというように考えております。ただし、大変残念なことではありますけども、一部には、所得が低いゆえに返済余力に乏しく、希望する借入ができない資金需要者が資金調達ができないということで生活に支障を来した、あるいは個人事業主が事業の拡大を諦めることがあった、あるいはヤミ金についてでございますけども、少数ではありますが、正当な業者から借入ができない場合には、ヤミ金を使ってもやむを得ないという非常に残念な結果が、中を見るとご覧頂けるというふうに思います。現状では、先ほど来お話があるとおりの、多重債務問題がその解決に向けて大きく前進をしているということから、今後は、このような低所得の方々や借入に苦慮されている方々に、今以上に各行政庁が実施をされているセーフティーネット等をわかりやすく説明していくことや、生活設計等のカウンセリング体制をさらに整えるということが大変重要になってくるというふうに思っております。

以上であります。

【山本座長】 山下委員、どうもありがとうございました。

それでは、資料をご提出頂いた委員の皆様からのご説明、ご発言は終わりましたので、続きまして、これまでの関係省庁からの説明なども含めまして、委員の皆様のご意見、ご質問、ご指摘を頂戴したいと存じます。それでは、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、まず行岡委員からお願いいたします。

【行岡委員】 行岡でございます。資料10を提出しておりますので、こちらのほうと絡めて質問もさせて頂きたいと思っております。意見も述べたいと思っております。

1つ、資料のところなんですけど、これは多重債務相談窓口のところの相談者の様子についてグラフを出しております。60代、70代という高齢の方たちが、昨年度ぐらいから年々増えてきておりまして、年齢の高い方の多重債務相談というのは、家計管理ができていないということが背景にあります。年金も有り、生活できる程度の収入があるけれども、ぎりぎりの状態である人たちに対して、生活困窮者自立支援法のところでの自立相談とか家計相談支援という形につないで解決をしていかないと、債務整理をして、それで終わるかといったら、決してそうではないという状態です。ちゃんと後のフォローをしないといけないという需要が高まっていると考えています。相談件数自身も、昨年と比べましても増えているというような様子になっています。

もう一つ問題なのは、その次のページに過去の債務整理状況の質問に対し、過去に債務整理をしたことがあるという方たちはだんだん減ってきて、過去の債務整理の状態がよくわからないという人が増えています。これは家族で話をしていないものですから、ご主人がお見えになったり、奥さんがお見えになったときにトータルな家計の状況がわからないというような状態です。それから、その下に税金・家賃・公共料金の滞納というのがあるんですけども、これもわからないという人が増えてきています。だから、家計の状況が全体に見えなくなってきたというのが今の相談者の傾向として見えているというところなんです。おとしぐらいまでは、滞納があるという方が結構伸びていたんですが、滞納も含めて家計の状況がわからないという人たちが増えているというところなんです。

その次のページに家計の状況なんですけど、債務整理をしたら家計が成り立つかどうかというところなんですけど、昨年のところから完全に逆転をしまして、家計の状況が成り立つかどうかというところでは、結構収入が少なくて、なかなか生活が大変になっているとい

うような様子になっていて、債務整理をすれば成り立つという人が減っています。全体にこういう人たちの相談が増える傾向にあるというところじゃないかなと思います。

それから、家族の年収のところですけれども、家族年収で200万円以下の人たちが46%を占めているというのが相談者の様子です。本人の年収になると、200万円以下というのは65%を占めていて、過去の借金が理由で困窮しているという状態があります。お金がないから借りて、それでまた返済が大変になっているとか、いろんなことがあると思うんです。生活困窮者自立支援法ができて、多重債務問題のこういう窓口と消費者行政と福祉行政のところ、庁内でどのように連携してやれるかというのは、本当に地方自治体のところではとても大きなテーマになっていますが、庁内連携というのはうまくいかないもんだなというのが実感としてあるところなんです。せつかく国のお金を使えるので、連携して、いろんな窓口のところの情報も集めて、自立相談支援事業所、家計相談支援事業所のところで行政、自治体の中の各課との連携が進めばいいなと思っております。

もう一つ、意見としてあるのは、一番最後に金銭教育の取組報告という資料をつけています。先ほどの報告でキャンペーンでは自治体のところでも相談がしづらいということが出ていました。一時的な相談の窓口というのは、常設されている相談窓口じゃないとなかなかうまくいかないと思うんですね。そういうキャンペーンを張るんだったら、ぜひ予防教育としてやって頂きたいなということがありまして、この間、私どものところでやってきた金銭教育の取組について、最後のところにご報告をしています。こちらのほうは、保険とか税金、年金なんかの個人学習会も前年よりも21%増して参加者が増えていますし、子供向けの金銭教育なんかも23%ぐらい増えています。家計簿クラブという自主活動をやっているんですが、ここもサークルが増えて、そういう意味で、市民というのは、家計について、困る前に予防を何とかしようという形で、予防教育が提案されれば取り組む傾向にありますので、ぜひキャンペーンを金融教育という形でやって頂けたらいいなと思っておりますので、一旦ご紹介をしておきたいと思いました。

以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございます。

続いて、竹島委員からお願いします。

【竹島委員】 ありがとうございます。2点意見というか、お話をさせて頂きたいと思いますが、1つは、キャンペーンのことにつきまして、内容見直し、廃止を検討するという意見もございまして、確かに常設の窓口のほうが効果があるという点は理解できるところ

であります。一方、多重債務に陥りやすい人が、同時に多重的な困難を抱えているという可能性があるという意見もございました。今、キャンペーンの時期、私は精神保健が専門領域ですが、9月から12月というキャンペーンの時期を見ますと、9月10日から16日が自殺予防週間になっておりますし、10月の下旬には精神保健福祉の啓発週間があります。それから11月の10日から16日はアルコール健康障害対策基本法における啓発週間になっております。アルコールの問題を抱えている人は家族関係や家計も深刻なものが起こってきます。これらをうまく効果を生かして、それぞれに必要な相談によりアクセスしやすいような、協働的な啓発というようなことが何かできないだろうか。それぞれに応じた相談窓口があるんだということの周知、本人はなかなか足が向かなくても、その周囲で心配している人が相談することのアクセスを高めるというようなことができれば、常設の相談窓口は、その後の対応にもっと勢力を向けることができるのかなということを思いました。

それからもう一つは、生活困窮者自立支援法に対する期待でございますけれど、多重債務に陥る方が少なくなったからといっても、そのリスクを抱えている人がいるという状況は変わっていないんだろうと思います。法律の改正等によって多重債務という状況が起こりにくくなったということは、生活困窮の中で暮らしている方がいるということで考えてみますと、予防的側面というところに少し目を向ける必要があるのではないかと思います。私は生活困窮者自立支援法の施行準備にかかる研究に携わりましたが、メンタルヘルスの問題を含めて障害を抱えている方々が多く、生活支援を同時に進めていくことによって、より安定した生活に至ることができるというようなことがございます。生活困窮者自立支援法がせっかくできましたので、この法律をうまく多重債務等の対策とうまくリンクして、多重債務を予防していくということが進められたらと思いました。

それから、同時に、多重債務という多重というところが、相談の敷居を高くしている可能性はないかということで、名称の変更という話が出ておりましたけれども、それについては検討すべき課題という印象を持ちました。

以上です。

【山本座長】 どうもありがとうございます。

ほかにご発言はございますか。それでは、浜田委員、お願いします。

【浜田委員】 浜田でございます。よろしくお願いたします。

生活困窮者自立支援法に関します期待並びにご質問をさせて頂きたいと思っております。先ほ

ど重川委員、行岡委員のお話にもありましたように、多重債務に陥ることを防ぐために必要である家計管理について、税金滞納をはじめとする金銭管理の基本となるところが家計管理だと思うのですが、そちらの知識が不十分ですと、一旦は改善されたとしても、再び滞納という同じパターンを繰り返す可能性が十分に考えられます。よって、水際で防ぐためにも、また、自立の力を育むためにも、家計相談支援事業の必須が望ましいのではと考え、期待しております。

あと1点ご質問ですが、ケースワーカーの不足について、今後、生活保護受給者の増加が予想される場合、1人あたりのケースワーカーの相談件数が増えてくるとは思われますが、こちらの基盤につきましても、例えば消費生活相談員、臨床心理士をはじめとした専門家などと連携してしっかり体制を整えていく必要性も感じております。そのあたり、現状をどのように検討されていらっしゃるのか伺いたくご質問させていただきます。

【山本座長】 どうもありがとうございます。

ご質問という、これは厚労省ということでしょうか。

【厚生労働省】 いくつか生活困窮についての質問、意見あったと思いますので、まとめて申し上げてもよろしいでしょうか。

【山本座長】 はい、どうぞ。

【厚生労働省】 まず1つは、家計相談についての必須事業化ということがあったと思います。実は法律が施行された後、3年後に法律の見直しを行うという規定がありますので、すぐに法律改正を今この時点でしますということはなかなか申し上げにくいですが、そういう施行の状況を見て今後検討していくべき課題だろうと考えております。現時点、まずは3割の自治体が家計相談をやってくださっているということですが、多重債務の窓口もほとんどの自治体でお取り組み頂いているということですし、任意であっても、もっと取り組んで頂けるようにアプローチをしていきたいというふうに思っております。自治体に対しては、したがって、まず家計相談というのはこんなにあるのだという効果を私どものほうで集めてお示しをしながら、例えば自治体での会議等を行うときに、主要なアジェンダーに乗せ、そういった点についてもお話をさせて頂きたいというふうに現時点で考えてございます。

それから、やはり庁内での連携が課題ということがございました。そういった点については、例えばですが、自治体との会議体等々におきまして、庁内連携、もっと連携をして滞納者、あるいは多重債務者がいかに相談窓口につながるということが重要であるか、そ

してそれがどういうやり方によって可能であるか、そういった点について、私どものほうから大きなテーマ設定をさせて頂いてやっていきたいというふうに考えます。

それから、予防的なアプローチとかメンタルヘルスということが非常に重要だということですが、大変ご指摘のとおりだと思いますので、今年度の国の研修において、自立相談支援事業の障害のある方へのアプローチということについて、プラスアルファ、昨年度以上に取り組んでいきたいというふうに現時点で考えてございます。

最後に、ケースワーカーについてですが、生活保護の担当ではないという前提での回答になって恐縮ではございますけれども、今、ケースワーカーの方が1人で93から94ケースぐらいの方を抱えているような状況かと思えます。一方で、総務省さんと相談させて頂いてまして、毎年度に近い形でケースワーカーの増員というのを図ってきております。今後どうなるかということは景気の動向にもよって生活保護受給者の方がどうなるかということはあるかと思えますが、現時点では高齢者の方が受給者として増えておりますので、そういった意味では、高齢化が進む中で生活保護を受ける方が減るということは少し考えにくい状況がございまして、引き続きケースワーカーの不足というものについては、総務省さんとも相談していくということが重要だというふうにまず思えます。

その上で、先生おっしゃられましたように、ケースワーカーだけ増やすということではなくて、他職種、関係機関の皆さんと連携して対応していくということが非常に重要だと思います。その点につきましては、この生活困窮者支援制度ができましたので、まず、福祉事務所と生活困窮の新しい相談窓口がタイアップするということが目下の喫緊の課題かというふうに考えますが、同時に、それ以外のいろいろな関係機関の皆さんと連携することで、全体としての相談機能を強化するということが十分可能だと思いますので、そうした点についても考えていきたいと思えます。

【山本座長】 それでは、ほかにご発言頂きたいと思えます。重川委員、お願いいたします。

【重川委員】 多重債務者相談強化キャンペーンについてなんですけれども、無料相談の回数は694回と書かれているのですが、全体的にどのくらいの方が利用されたかというようなことについて、もしわかれば教えて頂ければと思えます。資料の最後の意見のところでも、数名にとどまるから効果が薄いという意見もありますし、今後も必要だという意見もある。地域によってもかなり違うんだと思うんですけども、全体的な状況として、どのくらいの方が相談に来られたかということがもしわかれば、教えて頂きたいと思えます。

それから、キャンペーンにつきまして、みやぎ生協の様子などを見ておきますと、自治体の広報に出ると、その次の月には少し相談件数が増えるというようなこと、先ほども自治体の広報から知るといような報告がありましたけれども、そういうことがあるようですので、いろんな形で窓口があるということを知ることの意味がまだあるのではないかと、いうふうに考えております。そのやり方の内容に関しては、ここでかなり詳しい相談は難しいので、まずは受け付けて誘導をするですとか、先ほど話がありました、ほかのさまざまと連携をしていくなど、やり方について見直す方向性はあるのかもしれませんが、まだアピールをしていくということが必要な段階ではないかと考えますので、その点もよろしく願いいたします。

【山本座長】 それじゃ、金融庁、お願いできますか。

【金融庁】 キャンペーン期間中の相談件数についてご質問頂きました。対面、非対面ございますけれども、47都道府県のほうにお聞きしておりますけれども、対面につきまして420件、非対面での電話等による相談につきまして1,111件をこのキャンペーン期間中にご相談頂いたというような状況でございます。

【山本座長】 よろしいでしょうか。

【重川委員】 そうしますと、694回の開催に対しても1,500人程度の利用というようにになりますでしょうか。

【金融庁】 はい、さようでございます。そういう意味で、先ほどのアンケートに対する回答でも、無料相談会を開いても数件にとどまるというお答えを頂いているようなところもご紹介させて頂いたかと思っておりますけれども、そういった意味では、開いてもなかなかご相談が来ないというところもかなり多かったように思っておるところでございます。

【山本座長】 それでは、杉浦委員、お願いいたします。

【杉浦委員】 私のほうとしては、立場の違いもあるのですが、私はどちらかというところ、この懇談会の中で、どうやってより一般の方々も含めて消費者向けの金融というか、資金調達ができるかということに対しての意見をこれまで申し述べてきたわけですが、今回、新里委員のほうからも資料が出て、改めて貸金業法についてのいろんな問題点のご指摘もあったかというふうに思うわけですが、低所得者向けというか、ぎりぎりの方たちにとっては、生活困窮者自立支援法という形で制度ができ上がって、これによってある程度解決するのかなという感じがしますが、生活困窮者自立支援という言い方がいいのかどう

かというのがあって、そういう名前だと、プライドを持った人は誰もそっちに行かないので、使わないというのが出てきたときに、どうなるのかということと、条件を見ていると、この条件まで陥っているというのは、それはそれで逆の意味でハードルが高いというような感じもしないわけでもないというのと、あと1つ、山下委員と新里委員のお二人からのお話を承ったときに、どうしても業者さんの間のデューデリジェンスがまだ弱いんだなという印象を受けました。これは業者さん側のほうできちっとしたデューデリジェンスができて、そして借りたいと思う人たちの状況がきちっと把握できていないと、なかなか状況がうまくいかない。やっと落ち着かれたという表現はいいですが、ただ、借り手が潜在的に減っているんじゃないかという懸念はあるわけで、さらにいうと、銀行がデューデリジェンスをきちっとできているかということ、じゃ、何で銀行は保証会社から保証を受けないと融資ができないのか。要するに、審査能力を金融機関が既に失っているとしたら、これ自体がそもそも日本の金融にとって大きな問題なので、そこから、そういった問題も含めてデューデリジェンスの体制をどうするのか、このこと自体が実は一般市民が借り手に困るという状況に陥らないためにはどうするのかということとリンクするのかなというふう考えるわけです。

そこに関連してではないのですが、行岡委員のほうから頂いた資料の中にグリーンコープの金銭教育の取組報告がありました。大変すばらしい内容で、私も大学で、金融法ではありますけれども、教鞭をとっている立場として参考にさせていただきますが、おそらく重川先生とは、国立大学と私立大学ということで若干状況が違うという認識があるかもしれませんが、実は今の大学の1年生、2年生、おそらく3年生ぐらいになってくると、こういった金融教育の重要性に基づいて金融教育を1、2回、小学校とか、中学校とかに受けてきたという人たちがそろそろ出始めている世代であります。しかしながら、実際の大学教育の中で彼らと話をしていると、成果がうまく行き渡っているという認識は、私は持っていません。なぜそうかということ、実は、成長するにつれて生活環境が変わるからです。当然、そこで設定されていた、特に教育を受けていたこと、それがうまく生かせればいいわけですが、中学になって、そして大学になって、そうになっていくうちに両親が離婚したりとか、職を失ったりすることによって、全然そういったものがなかなかうまく応用できない状況というのが出てくる。実は私立大学でも非常に大きな問題に今なっていて、どちらかということ、金融教育を定期的に義務付けるという形をうまく文科省と金融庁とか、さまざまな機関で取り組んで頂きたいというふうに私は思っています。むしろ、先ほどちらっ

と出てきましたが、セーフティーネットとか、そういったものは、実は親のほうが知らない。むしろ子供のほうがそういった教育を受けることによって親に知らせてあげることによってより有効な活用ができるんじゃないかというふうに思った次第でございます。

意見だけでございますけれども、以上でございます。ありがとうございます。

【山本座長】 どうも貴重な意見を頂きまして、ありがとうございました。

ほかに、大分時間も迫ってまいりましたが、特にまだ……、新里委員、どうぞ。

【新里委員】 手短に。多重債務の改善プログラムの中で、セーフティーネット貸付をどうするのかということで、その際、社協さんの生活資金の貸付制度が期待されたんですけど、ほとんど機能していなかったのではないのか。それが今回の生活困窮者自立支援法の自立相談窓口と家計相談の窓口ができることによって、何とか社会的な機能を果たして頂く、そういう緒についているのではないのかなということで、そこを伸ばして頂く。そのためには、例えば秋の相談のところに自立相談のところも合体をして、一緒に取り組むような格好で、広げるような格好で相談をしたら、少し違ってくるのではないのかなと思ったところでございます。それはご意見です。

それから、ご質問は、全く違いますけど、ヤミ金の関係なんですけれども、一定抑え込んでいるとは思っているんですけども、口座凍結の件数と携帯電話の凍結の件数が圧倒的に違って、携帯電話は個々のヤミ金だけではなくて、おれおれ詐欺とか特殊詐欺にも利用されていて、これは警察庁の署長から確認ができるような仕組みになっていて、口座の場合は個人から直接アクセスできるのとちょっと違っているんで、そこらを総務省さんも含めて制度の仕組みを少し考えるべきではないのかなと、これもご質問とご意見でございます。二度も発言して、済みません。

【山本座長】 とんでもございませぬ。そしたら、これは警察庁と総務省、両方ですか。ご質問の部分、手短に何かお答え頂けることがあればと思います。特になければ、無理強いはしませんが。ご意見ということで承るということでも構わないかと思いますが、どういたしましょうか。よろしいですか。ご意見ということで。総務省さんも同じということでもよろしいでしょうか。

もう時間がかなりまいっているんですが、まだご発言ない方で一言という方がおられれば、多少、時間延長をさせて頂いてもよろしいかと思っております。じゃ、渡邊委員、お願いいたします。

【渡邊委員】 私ども、消費生活相談員の協会の者です。日々、サラ金の問題とか多重

債務の問題のご相談は継続的に受けているんですけども、件数はもちろん減っております。ただ、金額的に決して少額になったという感じはしなくて、何百万円というような方がまだ相談に見えるということがあって、それは家計管理が上手でない方、生活環境が変わってきてしまって、重なってきて多重債務になった方ということがあると思うんですけど、そこに格差のようなものを感じていまして、社会全体として非常に持ち直してきたという感じはあるんですけど、一方で、そういう形でどんどんと債務がたまってしまいう方がいらっしゃるんだなというのを、件数自体は少なくなっていますけども、実感しているのが現実です。根本的な支援体制というのをこれからも継続的に続けて頂きたいと心から思います。

それから、金銭教育ですけども、これは小さいときから積み重ねてずっと継続的にやっていないとなかなか身に付かないものだと思います。自分自身で選択していく力というのをつけていということが欠かせないと思ひまして、私どもも出前講座というような形で、できるだけ多く地域、学校と連携させて頂いて講座をしていきたいと思ひています。今年度も自主事業として、若者向けと高齢者向け、たくさんの講座を用意しております。ぜひ関係機関等と連携させて頂いて、地域に根差した教育のお手伝いをさせて頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【山本座長】 どうもありがとうございます。

まだまだご発言おありの方も多いかと思ひますが、時間が超過しておりますので、このあたりで討議を終了したいと思ひます。

皆様から頂きましたご意見、ご指摘につきましては、関係省庁において活用して頂きたいと思ひます。

本日の議事は以上ですが、事務局から何か連絡事項はございますか。

【消費者庁】 山本座長、それから委員の皆様、本日はありがとうございました。

次回の開催は秋ごろということで予定をしておりますけども、具体的な日程等につきましては別途調整をして、事務局から改めてご連絡をさせて頂きますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【山本座長】 それでは、これにて第5回多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会を終了させて頂きます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —